平成19年3月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成19年3月9日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成19年太宰府市議会第1回(3月)定例会 建設経済常任委員会〕

平成19年3月9日

午前10時00分

於 第2委員会室

日程第1 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の制定について

日程第2 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

日程第4 議案第27号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第5 議案第28号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第6 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業における清算金の徴収金総額と交付金総額及び事業に伴う固定資産税、都市計画税の伸びについて

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員	員 長	佐	伯		修	議員	副委	員長	不	老	光	幸	議員
委	員	中	林	宗	樹	議員	委	員	大	田	勝	義	議員
	<i>II</i>	清	水	章	_	議員	1)		田	Ш	武	茂	議員
	<i>II</i>	村	Щ	弘	行	議員							

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

地域振興部長	松田幸	夫	建設部長	富田	譲
上下水道部長	古 川 泰	博	建設課長	西山源	次
まちづくり技術 開 発 課 長	大江田	洋	まちづくり企画課長	神原	稔
用地課長	陶 山	清	産業・交通課長 兼農業委員会事務局長	長山 田 純	i裕
上下水道課長	宮 原 勝	美	施設課長	事	満
観 光 課 長 兼太宰府館長	木 村 甚	治	建設課 区画整理担当課長	大内田	博

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 白 石 純 一 議 事 課 長 田 中 利 雄 書 記 伊 藤 剛

開会 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○委員長(佐伯 修委員) 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は、本会議において当委員会に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算3件と所管事務の調査として「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業における清算金の徴収金総額と交付金総額及び事業に伴う固定資産税、都市計画税の伸びについて」を議題としております。

なお、当委員会に要望書が1件送付されております。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

ただちに審査に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

### 日程第 1 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例の制定について

○委員長(佐伯 修委員) 日程第1、議案第17号、太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内に おける建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。担当から資料を基に説明し たいと申し出があっておりますので、これを許可し、お手元に配布いたしております。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(西山源次) 議案書41ページでございます。

本会議において市長が提案理由で申し上げましたとおり、現在整備が進められておるところでございますが、通古賀、及び吉松東地区土地区画整理事業区域内におきましては良好な住環境の保全を図ることを目的といたしまして、地区計画が決定しておるところでございます。平成18年6月7日付けでございます。

この地区計画につきましてはまちづくりの全体構想を定めるものでありまして、地区の特性において道路、公園など公共施設の整備や建物、土地についての地域の住民の意向を反映いたしまして、それに沿って開発や建築行為を制限、誘導することということで、良好な環境の街区を整備して保全を図るということでございます。その決定した内容について、今お手元に配布しております資料で概略を説明したいと思っております。

お手元に地区計画区域と太宰府市地区計画一覧表の2枚を差し上げておるところでございます。最初に地区計画区域でございます。これは通古賀東地区決定区域、それから吉松地区の決定区域を赤の線で囲っておるところでございます。2ケ所ですね、通古賀と吉松。通古賀区域の中で12mの高度制限のところと20mの高度制限のところと2とおりに分かれているということでございます。よございますでしょうか。

次のページに太宰府市地区計画一覧表ということで、地区計画の名称といたしまして通古賀

地区、吉松地区ということで2つあるところでございます。位置とか面積、計画人口、それか ら計画目標というようなことを見てもらいまして、区域の整備・開発及び保全に関する方針と いうことで、この地区の土地利用の方針が決められておるところでございます。それから地区 施設の整備方針というようなことで今申しました安全で良好な環境形成を図っていくというよ うなことでございます。それから建築物の整備の方針というようなことで2項目挙げておると ころでございます。それから地区の区分というようなことで、最初に図面のところで申しまし たように20m地区と12m地区があるということで図面でご説明したと思いますが、12mの地区 が低層街区でございます。それから20mのところが中層街区ということで2本立てになってお るということでございます。それから吉松地区は1本立てでございます。それから面積は地区 の区分の中で通古賀地区が12mのところが4.4h a、20mのところが2.9h a ということでござ います。一番問題になります建築物に関する事項の中身ですね。容積率の最高限度、これは 200%、通古賀地区と吉松地区は同じです。それから建ぺい率は最高限度が60%、それから高 さの制限ということで先ほど言いましたように12mと20mが通古賀地区です。それから吉松地 区は12m。それから敷地面積の最低限度は低層地区で12mのところが165㎡でございます。そ れから吉松地区は同じく165㎡ということで、中層街区では決めておりません。それから用途 制限ということで建築基準法、別表第2(ほ)に掲げられているということでございますが、 これは将来的には第1種住居地域というようなことで考えておりますので、次に掲げる建築物 は建築してはならないということで決められておりますので、4つの項目を挙げておるところ でございます。それから形態または意匠の制限というようなことで、これが2項目あるところ でございます。1番が外壁とか屋根の色は原色を避けて周囲と調和の取れた落ち着きのある建 物としてくださいと。2が広告物、看板というようなものは設置してはならないというような ことで決めておるところでございます。それから垣根またはさくの構造の制限ということで、 なるべくなら見通しの良いフェンス等を設置してくださいというようなことで決めておるとこ ろでございます。で、都市計画の決定日が平成18年6月7日というようなことで資料の説明を終 わらせていただきます。

次に内容に入ります。

地区計画の届出制度につきましては法的な強制力がありません。先ほど説明いたしました制限がここでいうような用途制限、それから最低敷地面積制限、最高の高さ制限などが建築基準法第68条の2第1項、これは市町村で条例を制定して制限していいですよというようなことでございますが、この条例を制定することで建築基準法に基づきます審査事項というようなことになりますし、また条例に違反した場合は建築基準法に基づきまして是正命令を図ることができるというような法的な強制力の元に、この地区計画を確実に実現を図るということができるようになります。そういうことから今回条例を制定するものでございます。これが条例を制定する意味ですね。

次に条例に入って行きたいと思います。

議案書の42ページです。条例の内容につきましては1条から12条までということで構成して おるところでございます。

第1条では先ほど言いましたように、市町村で条例に基づき制限ができますというようなことで目的を掲げておるところでございます。

第2条では条例を使用する用語の整理というようなことで、建築基準法に基づきまして表示 をしておるところでございます。

それから第3条、これは条例の適用範囲がどこかというようなことで、先ほど別表の中でお示ししたとおり2地区でございます。これは別表第1で、47ページに通古賀地区地区整備計画区域、それから吉松地区地区整備計画区域というようなところで掲げておるところでございます。

それから条例第4条から6条にかけましては制限の内容というようなことで別表2に掲げて おるところでございます。議案書の48ページから49ページでございます。これを見てもらいな がら条例の説明を簡単にしてまいります。第4条で別表第2(イ)の欄、先ほど説明しました 建築基準法に掲げております第1種住居地域は、こういったものを建てたらいけませんよとい うことを表現しておるところでございます。それから第5条につきましては敷地面積の最低限 度ということで48ページの別表第2に低層街区の12mの高さのところは165㎡ですよというよ うなことで決めさせてもらっておるところでございます。それから第5条の中の2項ですね、 これが敷地面積とかいろんなことを書いておるところでございますが、わかりやすく言います と、敷地面積が条例を制定する以前から狭い土地、今はもう現実的にありませんが、これはこ の条例は適用しないというようなことで書いておるところでございます。これは建築基準法の 中で書いてありますのをそのまま引用しているところでございます。それから条例の第6条で ございますが、これは高さの制限ということになっておるところでございます。この別表の中 の(エ)と(オ)ですね、20mと12m。高さの最高限度が中層街区の中では23mまではいいとい うことで書いておるところでございます。そして(1)と(2)とあるわけですが、地上1階 若しくは2階分の全部を店舗若しくは事務所の用に供し、またはピロティとする場合でという ところでございますが、これはオープンスペースですね、そういう場合はいいですよというよ うな形で書いておるところでございます。それから第2項ですね、昇降機のような部分につき ましては、建築面積の8分の1以内の場合においては5mまで算入しないと。よく水槽とかが 乗っていますね、ビルの上に。ああいう場合は高さには入れませんというようなことでござい ます。

それから第7条ですね。第7条から8条が適用除外に関する規定でございます。7条につきましては公益上必要な建物の特例というようなことで、わかりやすく言いますと、交番とか公衆電話それから公衆トイレですね、ああいう場合はこの中に適用しませんよというようなことでございます。

それから第8条でございます。これがまたわかりにくいような文書になっておるところでご

ざいます。これをわかりやすくしますと、既存建物に対する制限の緩和というようなことでございます。区域は現在都市計画事業を行っておるところでございますが、既存の建物、吉松地区でですね、地区の中に住宅3戸と保育所1棟が入っておるところでございます。この分については今の条例に適用しておりますので、この制限というようなことで該当する建築物がないということでございますが、国の準則でこの条文を使いなさいというようなことになっておりますので、この適用項目を挙げておるところでございます。適用除外になる制限項目につきまして第4条の用途制限と第5条の敷地面積の最低限度制限の2項目があるわけでございます。要約しますと条例施行前に建築された建築物の用途が条例に適合しない建築物についての増改築については条例施行後の増築、改築ができないというような法規設定があれば規制がありますが、基準の範囲内であれば増改築ができますよというようなことを書いているところでございます。

第9条は必要な事項は別に定めるという項目を挙げているということでございます。

それから第10条、11条につきましては違反した場合の罰則規定でございます。罰金は法で20万円以下ということになっておりますが、近隣市町、それからいろんなところと協議をいたしますと、近隣市町とあわせまして10万円以下というようなことで決めさせてもらっておるところでございます。それから第10条第1項から第11条までは罰則の対象者を挙げておるところでございます。11条まででございます。

それからこの附則で吉松地区の区画整理事業が完了しておりますので、条例は平成19年4月 1日から施行ということでしておるところでございます。

なお、地権者等への周知期間でございますが、地区計画の内容につきましては土地区画整理 組合とも協議いたしまして、パンレットとかいろんなことで地区計画の内容を入れてもらって いますので、ある程度周知できているというようなことで考えているところでございます。

最後にこの条例の作成に当たりまして建築基準法と同等になりますことから福岡県那珂土木 事務所の建築指導課、及び罰則の関係で福岡県地方検察庁と十分に協議を行いまして指導、承 諾をいただいておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします

〇委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。 大田委員。

○委員(大田勝義委員) 一般質問の中でですね、太宰府市を滞在型に持っていくというようなことでの一般質問が過去にあったわけですよね。滞在型にして太宰府市を税金とかそういったものを上げようじゃないかというような。例えばホテルなんかを太宰府市内で建築しようと考えた場合に史跡地が非常に多くて制限が多いもんだから建てられる場所がそうないわけですね。だから川に制限されて鉄道に制限されているんで一般質問でもこの辺にホテルを建てたらいかがかなという話も確か出ていたような気がするんですけど。そういったものについても全然そ

の辺が反映されていないんですが、この滞在型というふうな考え方は今後どういうふうな考え 方を持ってあるのか、それをちょっと聞きたいんですが。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 観光課長。
- ○観光課長(木村甚治) ご質問いただいた滞在型の観光という面で報告させていただきますと、今電話等で泊まる場所の問い合わせが確かに多ございます。現実的に太宰府市内に今まで国民年金保養センターとちょっとした民宿程度の宿が2軒ほどありましたので、そのくらいしかないということで回答して、それ以外であれば筑紫野市の二日市温泉があるという回答をしているところでございまして、太宰府市で滞在したいというニーズは現実的にありますし、これからのシルバー世代の退職後のいろんな旅行等のスタイルからいくと非常に望まれていると感じております。そういう中でも、ただ、地理的に福岡市から30分の範囲で来れるというところの利便性と太宰府に滞在して散策するときの、何時間程度太宰府で散策できるのかというところもございますけざも、その辺の兼ね合いでどうかな、現実的にホテルがあれば泊まっていただけるのかどうかという調査まではしておりませんけざも、国民年金保養センターがあれだけ盛況に泊まってありますので、いくつか泊まる場所があってもニーズとしては出てくるのかなという観光面では考えております。あといくつか滞在型の、宿泊場所が、形態が変わるにいたしましても外国人の方が泊まる場所でありますとか、素泊まりの安い宿ができるとかそういう楽しみがあってもいいかなと観光面では考えております。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 大田委員。
- ○委員(大田勝義委員) まるごと博物館構想ですね、太宰府市の中で歴史をあちらこちらで感じさせるというふうなことを、今やっているわけですよね、屋根のない博物館として。そうすると当然その辺もですね滞在型で考えないと本当のまるごと博物館構想にはならないんじゃないかという気がするんですよね。そこはどういうふうにお考えですか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 地域振興部長。
- ○地域振興部長(松田幸夫) 大田委員さんがおっしゃっていますこの地域、今建設課長が説明しました条例がらみのこの通古賀地区の計画とは別問題での考え方でございますか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 大田委員。
- **〇委員(大田勝義委員)** この計画の中でね、中高層街区の中に建築制限がありますよね、その中 にホテルなんかが外されていますよね。だからそういったものは当初の計画の中になんで盛ら なかったのかなという気がしているから聞きよるだけです。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 地域振興部長。
- ○地域振興部長(松田幸夫) 条例がらみで今説明していますこの案件につきましては、この通古 賀、あるいは吉松東地区についてはこういうまちづくりの構想でやっていくという方針で決定 を今提案しているわけですけども、いわゆる観光面からする滞在型のまちづくり、観光客の誘 致の問題につきましては今の総合計画の後期基本計画の中にも掲げていますように、まるごと 博物館構想の中でいかにして滞在型、滞留型の観光客を誘致するのかという大きな目標がござ

います。その中にも大田委員さんが言われますようにホテルの問題、宿泊施設の問題についても項目を挙げておりまして、積極的に誘致を図るというふうな方向性は出しております。したがいまして、例の九州国立博物館の関連もありますけども、一つの場所的にはあの周辺が適地ではなかろうかという考えもございます。過去にもいくつかの民間業者がここにホテルをという話もございますので、それらを含めてそれぞれまち全体の中での位置づけとしてそのあたりにホテルを、あるいは宿泊施設をという考えの中でその辺は推進していくという考えを持っております。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) この条例が制定されるわけですが、今後このスケジュールですね、条例が制定される、区画整理が行われる、民地の造成がされて分譲されて家が建つということで、 最終的にはどの程度で人が張り付くような形に、まあ学校の増築もあるわけですが、スケジュールを聞かせていただきますか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- ○まちづくり企画課長(神原 稔) 今後のスケジュール、区画整理の、現地が区画整理を行われています、そのスケジュールですが、吉松地区につきましては既に現場での工事はほぼ完了しております。既に保留地に数件の建築が進んでおります。先月の終わりだったと思います、1世帯入居されたというのを聞いております。それから今後随時建築が進んでいくのではないかと思っております。通古賀地区ですが、8月頃までに工事を完了して建築といいますか、保留地の処分、それから建築の方に移っていくと聞いております。学校の関係ですが、通古賀地区につきましては早ければ来年の4月から学校の、どなたが入ってくるかわかりませんけど、4月からは通学できるのではないかなと考えております。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) 区画整理、まあここは組合施行ということですが、国の交付金等も出されていると思うんですが、予算等もあるわけですが、ざっといった形で結構ですけど、市の負担は大体どの程度くらい、この通古賀の分で。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。
- ○建設部長(富田 譲) まちづくり交付金事業で通古賀と吉松が、市の予算を平成16年度から20年度までの5年間で概ね20億円弱です。その中で交付金が4割ですかね。起債、一般財源が、一般財源が3割だったでしょうか、その中で動いております。工事としては改めて申しますと橋梁を3本架けますし、河川敷に遊歩道をずっと左右、両岸とも張りつけます。トンネル工事、真っ直ぐするようなことをやって、西鉄の洗出交差点、あそこのところを西鉄と協議して3車線ということで進めておったんですけど、どうしても西鉄が踏み切り促進法等で、どうしてもやっぱり幅を広くすることは危険率が高くなるということで、なかなか協議が調いませんでしたので、歩道を設置するということで、交通安全、歩道が安全ということで20年までにそのようなことを、今片方が歩道でございますが両歩道というようなことで、20年で仕上げる

というようなことです。具体的にあと大きな道路が、ちょうど通古賀の区画整理事業の中に大きな12m道路が1本、大谷川のあるところの橋までかかるということでの、市の全体投資額ということでございます。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) この地区計画区域を見ると国分川原地区というのも、まだこれはきまっていないんですけど、今後この分も計画としてあるわけですが、この分は今の20億円の中には入っていないわけですね。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。
- ○建設部長(富田 譲) そうですね。具体的に現場に行ったらわかると思うんですけども、一応 そういう地区計画ということで、これはここの三角地帯で、こことここだけを市街化区域に入 れて、ここだけを調製区域として残すということは全体を見た感じでどうしてもそれが必要と いうことで、その区域もあらためて市街化区域にしますよということで、地区計画という用途 とかそういう分だけを打って、後はやっぱり後半になって道路整備とかそういうことをする必 要があるかなという計画はあります。まあ具体的な分は今のところございませんけど。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) ここは20mの高度制限ですよね、高さが、計画で行くと。2.7haくらいあるんですが、今回はこの2箇所部分のこの条例の制定ですが、この部分に対してはとりあえずということで、いつ頃からやるとかいうその時期的な、スケジュール的な考えというのは今のところお持ちでないと思っていていいんですか。そのときに、出てきたときに対応するという話ですか、念のために。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** 先ほど建設部長が申しましたようにこれにつきましては、道路的にはバイパスと西鉄の下をアンダーでくぐる道路の改良工事を今やっております。それから御笠川沿いに道路を取り付けるというような、もうその工事のみでほかは一応いたしません。先月の28日に県の都市計画審議会が終了しました。この資料の黄色の地区につきましては、4月中に地区計画の決定ということになろうかと思います。特に道路を更にまた改良したりとかなんとかはございません。いまのところありません。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設課長。
- ○建設課長(西山源次) 付け加えまして、国分地区、川原地区の地区計画が決定しますと条例の第3条関係で追加という形で、今通古賀地区と吉松地区だけしか上げておりませんが、今度は3番目にここに国分川原地区という形が条例の改正という形で提案しなければならないというようなことで考えておるところでございます。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) 4月中に地区計画の決定が決まると、また新たにこの部分の条例改正が 必要だということですかね。この地区計画が決定したからといって特段、道路の、今やってい

る範囲内で、それ以上やるという考えはないということですが、とりあえず地区計画として決定をすると、だけどもここが20mのマンションが建つとか、ここに計画人口が70人と書いてありますけど、そういうここに人口が張り付くとかいうことはあまり、いつになるかは分からないという認識を持っていていいということですね。

- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** はい、そのとおりでございます。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 中林委員。
- ○委員(中林宗樹委員) そしたらここの国分川原地区は、地区計画は入れるけれども今のところ 区画整理の計画は今のところないということですかね。ただ地区計画だけは押さえておくけど も。そしたらこれが市街化区域になれば民間でいろんな建物が建っていきますけども、それは 20m制限だけということで、低層でも、マンションでも何でも建てられるということでよろし いんですかね。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** 基本的には先ほど説明があっています通古賀の区画整理の地区計画とほぼ同じ制限になります。ですから高さは20mが入って、隣の国分地区等と同じ第1種の住居ですか、と同じになって高さは20m、特別ここだけどうということはございません。同じような感じになるかと思います。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。
- ○委員(田川武茂委員) 高さ制限だけど、これはいま第1種住居区域、これは21mですね、21mでしょうが。ここは何で20m。10mはいいとしても高さ制限が20m。なんで一緒に21mにしないのかね、

(「21mないでしょ」と呼ぶ者あり

1階に商店を作れば21mまで認めるとよ。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。
- **○建設部長(富田 譲)** 今、太宰府市域に高さ制限を加えているのは20mです。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。
- **○委員(田川武茂委員)** 商店を作ったら21mまでいいということになっているやない。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。
- **〇建設部長(富田 譲)** 原則20mで、あと、例えばエレベーターとかクーラーのそういう機械 を、その20mプラスアルファーで最終的にそのくらいまで許可ということで、原則20mです。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。
- ○委員(田川武茂委員) わかりました。

洗出の踏切の問題、西鉄の。道路拡張したら交通事故の危険性があるとかないとか、西鉄が そういうふうに言うということはおかしいんじゃないですか。ここに住居が張り付いたら、さ らにあそこの踏切の通行人は増えると思うけど、今行ってもですね、こちらから行ったら、電 車が来て遮断機が下りたらずうっとあそこに並んでいるしね、両方とも上りも下りもやけど。 そうしたものを解消するために何とか一度にば一っと通行できるようなものをとるべきじゃないか、その辺は道路拡張するしか方法はないんだけど。あそこは高架もできない、推伸工法もできない、そういう関係で、それはもう一遍やっぱりあなたたちがもっと西鉄、国土交通省、それからいろいろなところに働きかけて、道路拡張するしか方法はないんじゃないですか。

#### 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。

**〇建設部長(富田 譲)** 田川委員がおっしゃるとおりに私どもも、そこの踏切だけじゃなくて、 西のまちづくり全体からの交通事情、そういうものを描きながら、西鉄の特に鉄道本部長ま で、うちの方はトップの方、助役まで行って折衝できることはいたしました。しかしながら基 本的に、今国土交通省が正式にしているのは、やっぱり平面交差、これは廃止しましょうとい う大原則のもとで動いてあって、じゃあどうするかといいますと、アンダー、高架、迂回路、 そういうもので対処してほしいと。ただ一つ平面交差が許されているのは歩行者の安全という ようなことでございまして、なかなかそこの話が長引いて調いません。うちの方も5年という 交付金事業の中で一つの事業を成し遂げなければいけませんので、今回については歩行者、通 古賀の方に1,200人、吉松の方に200人ぐらい張りつきますし、そういう部分を含めて、歩行者 ということで西鉄に了解を得たということで、まほろば号も通りますということで、地域振興 部の方から、まちづくりの、人口の、車、人の流れを盛んに説明したんですけども、最終的に はそういうことで、やはり危険率の絶対値の幅が広くなるというようなことで、なかなか話が 調いませんでした。特に特急があそこは一番スピードが出るということなんですよ。ちょっと 話が長くなりますけど、西鉄の踏切を地区道路計画で遮断したところはですね、あそこはスピ ードを落として、全部西鉄が止まるから、踏切側の人は危険率がないんじゃないかというよう なことをおっしゃったんですけど、あそこは特に100kmのスピードが出るところだから、大 事故が起きかねないというようなこともちょっと申されましてですね、今回についてはそうい うことで、田川委員がおっしゃったことをかなり強調して、私どもの方も説得したんですけど も、そういうことになりました。

#### 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。

○委員(田川武茂委員) であればですね、やっぱり国土交通省もそれなりの、平面交差は危険性があるからダメだという認識を持っていればですよ、それに代わる代案として迂回路とか、それに対する安全対策なんかを考えるべきじゃないですか。太宰府市の中でそういう代案があるかないか、そういう計画があるかないか。今のところどうですか、ありますか。

#### 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。

○建設部長(富田 譲) 今、急にというのはなかなかできません。西鉄の方もそういう全国のネットワークで、車のそういう渋滞、人の渋滞あたりを緩和するという方向を第一義的に考えてくれいうことでしたので、今言いますならば、あえて区画整理の中に1つ幹線を通して、向こうのアンダーを、曲がったアンダーを真っすぐ通すということで、それから水城駅・口無線、

そういうものを今回のまちづくりの中で、若干歩道の工事をしやすくすると。将来的には、仮称 J R 太宰府駅構想がありますので、その中でですね、その向佐野、大佐野、そこを一つ仕分けする道路が構想の中で出てくるかなということを思っています。

以上です。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員
- ○委員(清水章-委員) 吉松地区のこの12mの高度制限の分の、この約2.3ha、ここは大体ほぼ 一戸建てだと思うんですが、この緑の部分、吉松とその他の分も合わせて、吉松は吉松、通古 賀は通古賀に、この緑の分と黄色の分、黄色は恐らく20mでマンション等が建つだろうと思う んですが、1棟建てで大体どの程度建つ予定があるのか、このマンション関係は何棟ぐらい、 どういうマンションが建つ計画があるのか、その辺が出ているのか出ていないのかわかりませんけど、わかっている範囲内で結構ですが、ちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **Oまちづくり企画課長(神原 稔)** 今言われましたように、緑のところは戸建ですね。黄色のところは、国分の方は除いて通古賀の方ですが、これは単なる書類でという意味ではなくて、口頭で聞いたわけですけども、今のところ私が聞いた時点では、マンションは1棟。その他についてはちょっと今のところはつかんでいません。1棟は聞きました。あとは聞いておりません。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) 一戸建ても全然わからんわけね、何戸・・・・・。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** 戸建につきましては、通古賀の方は区域で、ここが保留地というようなことでなっておるんですが、お客さんの要望に応じて、例えば60坪をください80坪をくださいという感じで切るということで、三十いくつと、ちょっと今記憶にありませんが、聞いております。それから吉松の方は保留地が10ケ所程度だったですかね。それで既に吉松の方の処分は終わっておると聞いております。
- ○委員長(佐伯 修委員) 私から1件、本日この建築物の制限に関する条例の制定ということで 上程されていますけど、先ほどの説明によると、もう建築して入居してある、先月。というこ とは、この議会の議決を得ないで、条例を制定する前にそういうのを建てていいわけですか ね。その辺のところをちょっと説明ください。

建設課長。

○建設課長(西山源次) 条例とですね、要するに建築基準法と建築基準関係は別問題でございまして、あくまでも地区計画でですね、先ほど説明しましたように、こういった建物でですね、建築されればお願いしたいというようなことが地区計画でございます。そして、それをですね、それを確実に実現を図るために、この条例を制定しているものでございまして、要するに建築基準法を補完しているというような形になっていると、この条例を制定することで補完す

るというような形になってくるというような形でございます。だから建築はしていいよと、建築する場合はこういったことで市の条例を決めているから、こういった形でお願いしたいというようなことでございます。わかりやすく話しますと。

○委員長(佐伯 修委員) ということはお願い条例ですか。建築基準法とは別にこの規定を、条例を制定するということで、どちらが先に。建築基準法に沿っていれば、それでよろしいわけじゃないでしょうかね。わざわざこれまで制定してする必要があるのかどうか、その辺のところは。その融合性というか、どちらを主にするのか、その辺のところはどのように考えていますか。

建設課長。

- ○建設課長(西山源次) 要するに今、地区を2地区にしましたですね。この地区については、こういったまちづくりを今からしていきましょうという形で考えて、それで地区計画が決定されているものでございます。だからこの地区については、こういった建物にしましょうというようなことで地区計画が決定されておりますので、この地区計画が決定されておるものを確実にしていくためにこの条例を制定するということでございまして、要するに建築基準法とですね、この条例が並行していくという形になってくるわけです。
- ○委員長(佐伯 修委員) ということは、この条例は本市の、太宰府市の将来像を含めた形での考え方で制定していいということでしょう。ということになれば、今、大田委員が発言されたように、太宰府市の将来像はどのように考えて本条例が制定されるのか、何か少しでも太宰府市の将来に向かってプラスになっていますか。その辺のプラスになる条項というか、考え方というか、どういうところに反映されているのか、その辺の要点を何点かで結構ですけど、要点をこの中で言ってください。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** 地区計画といいますのは、広い意味での都市計画の用途という意味ではなくて、小さい区画で制限といいますか、地区計画を定めるというものであります。何のためにするかと言いますと、そのまま地区計画じゃなくて普通の用途の第一種住居地域ということでかけてしまいますと、このせっかく良好な戸建を目指しているところに、例えばですけど、20mのマンションを建てろうと思えば建てられるようになるわけです。ですから、あえてこの小さな区域、吉松、通古賀についての低層のところにつきましては、もうそういうマンションは建てちゃだめですよという網をさらにかぶせたという意味合いです。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 中林委員。
- ○委員(中林宗樹委員) 結局これはあれですよね。前回か前々回に、第一種住居地域ということで用途地域を指定していますね。その時に、結局市街化区域としてこれは編入しているわけですね。市街化区域に編入したのはいつですか。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** 先程言いました4月に編入ということになります。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 中林委員。
- **○委員(中林宗樹委員)** 4月に編入予定ですね。そしたらまだ用途地域というか都市計画の中ではまだここは調整区域になっているわけですね。

(まちづくり企画課長「はい、そうです」と呼ぶ)

○委員(中林宗樹委員) 調整区域の中で、今、家が建っていると言われましたね。

(まちづくり企画課長「はい」と呼ぶ)

- **〇委員(中林宗樹委員)** その家が建っているのはどういう用件で建っているのですか。その辺がですね、佐伯委員長が言われているところとだぶってきていると思んですよ。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。
- **〇建設部長(富田 譲)** 問題がだんだんだんだん市の構想ということじゃなくて、そもそも都市 計画マスタープランとか総合計画でここを西の玄関口にするというような、大体ここは調整区 域が50haぐらいありましたので、その中の調整区域をまず一つの第一期として、ここの大 体、河川ができたら20haぐらいあるんですけども、ここを市街化区域に入れると。入れる要 素としては、そもそもここは民間が、自分たちが区画整理をしたいというようなことがありま した。そのことを大体実現していこうという中で、調整区域のままどうするかというのは、今 の人口問題とかで面整備をきちんと出さんと、市街化区域に編入するのは非常に難しい時代に なってまいりました。ですからここを面整備しますよと、しかし県では県域全体を見てしてお りますので、都市計画に編入するのは、小さく、太宰府のここ他のここというのは、なかなか できなくて、大体18年あるいは19年に一括してしますよというようなことで、間もなくここも 市街化区域に入ると思います、近々ですね。きちっと都市計画決定で市街化区域に、その中 で、じゃあここを区画整理して、調整区域を区画整理して人口を張り付けるにはどうしたら良 いかという、県といろいろ手法を考えた結果、この地区計画というのをここの調整区域でも設 定して、じゃあ区画整理をきちっと面整備を現実にしていきながらするということで、地区計 画をした時点で家を建てられるということなんです、もう普通の宅地と見なすと。しかし、実 際ここの皆さんと話し合った中で、ここは16m、ここは20mに地権者の方の合意を得てするの に、じゃあそれを具体的に実現しようと思ったら、この建築条例というのが必要なんですよ。 セットなんですね、大体地区計画と建築条例というのはセットで、その地域の方が考えてある ようなまちづくりができると。先に地区計画で建てたときにはまだ建築条例がなかったので、 市からだめですよぐらいしか言われなかったんです。いわゆる勧告という言葉ですけど、今度 この条例を制定しますと、今度はそれが那珂土木事務所の建築確認の審査の一つに、対象にな りますので建たないと、それの原則を破っていると、そこに建てられないというチェックが入 ってきますから、より厳しいものになるということで、この建築条例を若干遅れましたけど も、今度の4月からつくりますよと。今、佐伯委員長が言わっしゃるように、じゃ建てている 地区はそういう地区計画ができたから建ててよかったんですけども、じゃあ4月からうちが建 築条例をするのに合わせて、そこは慎重に、まだそういう法律的に、強い法律がなかったもの

ですから、その低層でいくというようなことを確認しつつ、調整しつつ、その間来たということでご理解いただきたいということです。

- **〇委員長(佐伯 修委員)** わかりました。 田川委員。
- ○委員(田川武茂委員) 吉松の区画整理しているところに3軒の住宅が反対したと。当初、道路を拡張する計画があったわけでしょ。そのためにできなくなった。今後そういう、今後ですよ、あくまでもそれをするのかしないのか、拡張するのかしないのか、それだけです。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設部長。
- **〇建設部長(富田 譲)** 当然、水城駅・口無線を考えた時には実際にその拡張の中で、市の法線 からいうと掛かってきたりいたしますので、きちっとした、そういう計画ができたら、そこに 話に行って協力をいただくというようなことで、そういう市の方針で行きたいというふうに思っています。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) 地区計画、恐らく区画整理でこっちから通古賀、吉松さらにまだ残りの部分をやっていくということでしょうし、高雄あたりもそういう課題があるんですが、例えば一つは、この調整区域から市街区域にこういう形になりまして、人口が増えていく。そして調整区域から宅地になるので市街化区域の固定資産税が増えてきたと。要するに固定資産税だとか人口が増えるということによっての財政的な効果というんですかね、今後そういうことが一つの大きな議論になってくると思うんですが、この通古賀の方に関しては、そういう部分の試算と言うんですか、市に対する財政効果と、まあ当然そういうことがあってこの計画を立てられていると思うんですが、大体先ほど20億円。まあその中で、国からのまちづくり交付金が4割ということでお話もありましたけど、私達もこれからこういう分で、財政の問題でいろいろ説明していかなくちゃいけないことがあるものですから、もしわかれば教えていただきたいと思います。
- 〇委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** これは固定資産税とか、市に入ってくるものがあると思うんですが、あくまでも概算といいますか、推測しているんですが、年に四から五千万円くらいの増があるんじゃないかということです。

(「固定資産税とか上下水道とか住民税とかをひっくるめて」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** そうですね。いろいろ、もろもろですね、また逆に持ち出し もあるでしょうし。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 中林委員。
- **○委員(中林宗樹委員)** 罰則のところでですね、10万円ということで、それと先ほど課長の方から説明がありました、建築基準法に準じていくということで、もしここで協定違反の建物が建

った場合は建築基準法の適用で対応できるんですかね。いわゆる建物の是正措置とかそういうもので、それはなくて、ただ10万円の罰金だけなら違反で家を建てても、そんなにこの地区計画自体の意味がないと、建築基準法の適用があればですね、それなりに効力を発揮してくると思いますけど、そこら辺をちょっと説明して下さい。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 建設課長。
- **〇建設課長(西山源次)** 先ほど言いましたように、この条例で制定しますと建築基準法で是正命令が、県の那珂土木事務所が是正命令を出すということで話を、この条例をしておけばできるということで聞いておりますので、その辺も県の那珂土木事務所と協議をしているところでございます。
- ○委員長(佐伯 修委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号、太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時00分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

○委員長(佐伯 修委員) ここで11時15分まで暫時、休憩します。

休憩 午前11時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

再開 午前11時14分

日程第2 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○委員長(佐伯 修委員) 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2、議案第21号、太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本議案についての新旧対照表は18ページから22ページに掲載されております。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(西山源次) 今回の改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成 18年11月15日に公布されまして、平成19年1月4日から施行されたことに伴いまして条例の一 部を改正するものでございます。条例の改正内容につきましては新旧対照表の18ページをお開 きください。 用語の改正1件と占用にかかる物件の新設1件でございます。用語の改正といたしましては 18ページの一番下でございます。「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線 その他の線類」というように用語が改正されているところでございます。それから占用物件の 新設といたしましては21ページでございます。アンダーラインが引いてあると思いますが、「令第7条第8号に掲げる器具」ということが新しく設けられまして、これにつきましては、歩行者の安全で円滑な通行が確保できるように、道路上における自転車、原動機付自転車及び 自動二輪車の放置問題に対処するために、これら自転車等の駐車に必要な車止めの装置、その他の器具を道路上の占用物件として新しく定められたものでございます。なお、駐車器具の占用につきましては別に駐車場設置指針が定められまして、占有の場所、構造が示され、警察と関係者と十分協議して設置しなさいということが決められておるところでございます。占用料金につきましては、近傍類区の土地の時価評価額、太宰府市といたしましては固定資産評価額というようなことで、今しておりますのが、0.018を乗じて出た額ということになっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号、太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可 決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時18分〉

日程第3 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について 〇委員長(佐伯 修委員) 日程第3、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第 4号)について」当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(佐伯 修委員) それでは、補正予算書20、21ページをお開きください。 2款2項1目のまちづくり推進費について、執行部の補足説明をお願いします。 まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** まちづくり推進費、積立金の補正について説明します。まほろばの里づくり事業基金積立金につきましては基金の預金利息、それから17年度から繰り越しておりました事業の不用額を再度基金の方に積み立てするものでございます。1,021万4,000円の増。それから歴史と文化の環境整備事業基金積立金につきましても税の増収がありました。それから利息、それから事業の繰り越し分の事業の不用額を再度積み立てるものでございます。1,416万2,000円、合計の2,437万6,000円を補正するものでございます。よろしくお願いします。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 次に2款2項3目のまるごと博物館推進関係費について、執行部の補 足説明をお願いします。

まちづくり企画課長。

- **Oまちづくり企画課長(神原 稔)** まるごと博物館推進関係費です。委託料、屋根のない博物館 空中散策業務委託料ですが、これは補助金をあてにしていたわけですが、補助の採択がございませんでした。ということで全額115万円減額するものでございます。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

清水委員。

以上です。

- **○委員(清水章一委員)** これは結局、事業を実施しなかったということですか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** はい、そのとおりでございます。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 次に2款2項6目のコミュニティバス関係費について、執行部の補足 説明をお願いします。

産業・交通課長。

- **○産業・交通課長(山田純裕)** 次の15節も関連がございますので、一括でよございますでしょうか。
- ○委員長(佐伯 修委員) はい、どうぞ。
- **○産業・交通課長(山田純裕)** コミュニティバス関係費の13節委託料、その次になりますが、 15節の工事請負費、バス停留所設置工事につきまして、併せてご説明いたします。

ホームページ更新等委託料158万円及び工事請負費のバス停留所設置工事278万6,000円は、

今年度は運航ダイヤ、路線等の見直しを行いませんでしたので執行いたしておりません。 以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。 清水委員。

- **〇委員(清水章-委員)** ホームページ更新等委託料というのは、まほろば号の時刻、時間の変更 をするのに、今回しなかったということですが、すると158万円もかかるということですか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 産業・交通課長。
- **○産業・交通課長(山田純裕)** 時刻表とか路線図とか運賃等、まほろば号の紹介をホームページ でいたしております。おっしゃるように、今の金額158万円必要ということでございます。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- ○委員(清水章-委員) 議会事務局は市の職員でホームページをしたりしているけど、職員もできるんですか、やろうと思えば。要するにホームページを更新してサーバーに送るということは、言うならば、業者か何かあるんでしょうけども、何かこうもう少し違った角度でね、誰でも更新できるのであれば、変な話だけど、あのくらいの、そこまでに立派なものじゃなくても構わないけども、ちょっと金額が大きいという感じがするけどね。何か工夫ができそうな感じがしますけどね。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 産業・交通課長。
- O産業・交通課長(山田純裕) そのあたりは路線図が詳しく入っていますし、細かな時刻ダイヤ については変更できるかもわかりませんけども、時間的なものは、路線図とか、ちょっと専門 的なことは私もわかりませんけども、今多数のデータを紹介しているということでございま す。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 中林委員。
- **〇委員(中林宗樹委員)** 今回更新というか、ダイヤ改正なんかがなかったので減額という。ダイヤ改正等についての予定はどのように考えてあるんですか。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 産業・交通課長。
- O産業・交通課長(山田純裕) ダイヤ改正の予定にしておりましたけども、いろんな問題点がありまして、検討事項がございましたので、今それを拾い出しながら委託先と打ち合わせをやっておりまして、めどとしましては今年、平成19年の9月、そこまでには、19年の9月をめどにやりたいというふうに思って今取りかかっております。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 村山委員。
- ○委員(村山弘行委員) ダイヤ改正は時刻改正だけでなくして、今要望が上っておる高雄地区の 路線なども考慮されながら、現在のダイヤのダイヤ改正のみではなく、実施するしないもひっ くるめて、路線の赤字の分など全体的に検討してされておるというふうに理解しておいてよろ しいですか。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 産業・交通課長。
- **○産業・交通課長(山田純裕)** はい、今村山委員さんがおっしゃいましたような形で、総合的に 今走っているやつを圧縮するかもわかりませんし、新しい分については今からの動きで路線を 見ていくということも含めて検討しています。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) ダイヤ改正も含めてですけども、料金の改定ですかね、それもやっぱり 検討されているんですか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 産業・交通課長。
- O産業・交通課長(山田純裕) 当然運賃の方も、そういう協議の場では検討はしております。検 討しておりますというのは、それこそ値上げした方が良いだろうかというようなことでの論議 は出てきますけども、方向としては、今の段階では100円で動けるような運行を考えたいとい うふうに思ってやっております。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 続いてですが、19節の負担金、補助及び交付金の説明があっておりませんが、よろしくお願いします。

産業・交通課長。

○産業・交通課長(山田純裕) 今ので一括してと申し上げましたけども、15節の工事請負費、五 条駅進入路新設工事もまだ説明しておりませんので、それから入らせていただきます。

2款2項6目15節工事請負費の五条駅進入路新設工事費500万円につきましてご説明させていただきます。この新設工事は警察との協議を行ってまいりましたが、諸般の事情によりまして行っておりませんので、これも執行はいたしておりません。それから19節のコミュニティバス運行補助金2,076万3,000円につきましてご説明いたします。平成18年度中に全体的な運行ルートの見直しや経費の削減などを行うことで協議してまいりましたが、諸般の事情で見直しができませんでしたので、今年度は前年度並みの運行経費が必要となりましたことから、不足額をお願いするものでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

- **〇委員長(佐伯 修委員)** 質疑を行います。質疑はありませんか。 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) 五条駅進入路新設ですけども、五条のメーン通りから入るあれやけども、今後の見通しとしては可能性はあるんですか。警察の方から何かいろいろ注文がついてるということですか。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり技術開発課長。
- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋)** 私どもの方に、産業・交通課からバス新入路の工事を してほしいという要望がありましたので、私ども県道筑紫野・古賀線から五条駅までの新入路 の検討をいたしました。図面で書けば簡単に書けたことなんですけども、警察署との協議の中 で、あそこに三叉路の交差点を作るのは非常に交通事故の危険性があると、なおかつ観光客の 多いときに、あの道路につきましてはかなり渋滞しております。で、踏切がすぐ近くに、それ

から五条駅入口の信号がございます。そこで渋滞したときに車の出入りというのができないん じゃないかと、で、その中でバスだけを出しますよと、バスだけ出したときに一般車両を止め きるのかと。ゲートを設けてバスでないと開かないようなゲートをしてやったらどうかという ことで、その話もしましたけども、壊されたときにどうなるのか。それから当然、一般市民か らここを通れるなら開けてくれというときに、市として、いや絶対に開けませんということが 通るのか、というようないろんな協議を警察署といたしまして、県警本部の方も相談していた だきまして、寄ったところ、やはり一番危険じゃないかということで、今回は工事をやらない ということで、話しました。

以上です。

○委員長(佐伯 修委員) 次に、26、27ページをお開きください。

6款1項5目の、北谷地区環境整備事業について、執行部の補足説明をお願いします。 まちづくり技術開発課長。

- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋)** 北谷地区で昨年度よりため池の補修工事をやっておりまして、今年度は入札をしまして、これだけの額516万円が執行残として残っております。 以上です。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 次に、7款1項4目の観光施設整備費とその他の諸費について、執行 部の補足説明をお願いします。

観光課長。

○観光課長(木村甚治) 商工費の観光費についてご説明申し上げます。観光施設整備費として臨時トイレ設置委託料として、歴史と文化の環境税を原資といたしまして予定をしておりました。昨年設置期間といたしまして、1月1日から1月4日まで市内の7カ所につきまして臨時トイレを設置いたしました。その分の執行残の224万6千円を今回減額いたしております。それともう一つがその他の商品で、事務補助員として1人計上いたしておりましたけども、太宰府館の中で観光協会事務局、観光課及び太宰府館の事務局にですか、もういるような、混在している状況の中で、改めてこの太宰府館の運営を含めまして今後検討するということで、今回はこれを見送っております。その関係で212万2,000円の減額を行っております。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 次に、8款1項1目の庶務関係費について、執行部の補足説明をお願いします。

用地課長。

- **〇用地課長(陶山 清)** 家屋調査業務委託料につきましては不用額でございます。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林委員。

- ○委員(中林宗樹委員) ここはどこですか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 用地課長。
- **〇用地課長(陶山 清)** 土木総務費でございますので、用地課については各課の要望とかいろいろございますので、その分年間、例えば100万円なら100万円ということで計上しておりますけども、それが未執行だったということでございます。場所の特定はございません。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 次に、8款2項3目の北谷地区環境整備事業について、執行部の補足 説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長(大江田 洋) 北谷地区環境整備事業で当初予定しておりました道路 整備につきまして、今年度執行せずに次年度に執行するということで全額不用としておりま す。

以上です。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 次に、8款4項4目の佐野土地区画整理事業費について、執行部の補 足説明をお願いします。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長(大内田 博) 佐野土地区画整理事業、4億5,062万5千円の増となります。

まず13節の委託料につきましては執行残になります。19節の負担金、補助及び交付金の土砂搬入費負担金につきましては、大野城市の区画整理組合から土を搬入していただくようなことで計画しておりましたけど、私どもの工事と向こうの工事期間が合いませんでしたので、今回は搬入をいたしておりませんので減額いたします。それから25節の積立金につきましては保留地処分金が大幅に処分できましたので、今回4億5,933万8,000円増額補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 次に、8款4項7目の土地開発関係費について、執行部の補足説明を

お願いします。

用地課長。

〇用地課長(陶山 清) 土地発関係費の68万円でございますが、これはセットバックによるものでございます。今後の見込みが4件ほど増えそうでございますので、68万円計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 以上で歳出を終わります。

歳入に入ります。

それでは、まず12、13ページをお開きください。

12款2項3目、土木費負担金について、執行部から補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長(大江田 洋) 通古賀地区の工事におきまして、区画整理組合がやるべき工事と市の方がやるべき工事が重なりまして、市の方で一括して工事をやっておりますので、その区画整理分の負担金としていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 次に、14、15ページの15款2項3目、農林水産業費県補助金について 執行部から補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長(大江田 洋) 先ほど歳出の方で説明しました北谷地区のため池の関係で工事が減額になりましたので、その分、県の補助金が下がるものでございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 次に16款1項2目のまほろばの里づくり事業基金利子と歴史と文化の 環境整備事業基金利子が当委員会の所管になっておりますので、執行部から補足説明をお願い します。

まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長(神原 稔) 先ほど歳出のところで説明しましたが、利子の確定がござい

ました。まほろばの里づくり事業基金利子28万1,000円、歴史と文化の環境整備事業基金利子3万5千円、これを補正するものでございます。

以上です。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 次に16、17ページの、18款1項1目の歴史と文化の環境整備事業基金 繰入金について、執行部から補足説明をお願いします。

まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長(神原 稔) まほろばの里づくり事業基金繰入金ですが、充当しています 事業の減により400万円減額するものです。それから、その次の歴史と文化の環境整備事業基 金繰入金につきましても、先ほど歳出のところで言いましたが、屋根のない博物館空中散策業 務委託料を減額いたしました。それから、商工費の観光費の方で臨時トイレ設置委託料の減額 もございました。その分を補正するものでございます。324万6,000円の減額です。 以上です。

〇委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 次に、20款4項1目の佐野土地区画整理事業保留地処分金について、 執行部の補足説明をお願いします。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長(大内田 博) 保留地処分金につきましては、当初計画より大幅に処分できましたので、今回増額するものでございます。

以上でございます。

〇委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

中林議員。

- ○委員(中林宗樹委員) 保留地はまだあるんですか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 区画整理担当課長。
- **○区画整理担当課長(大内田 博)** 18 年度で、今2区画残っておりまして、19 年度で2区画ほど売り出す予定です。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 中林委員。
- ○委員(中林宗樹委員) それでゼロ。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 区画整理担当課長。
- ○区画整理担当課長(大内田 博) それで終わります。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。
- ○委員(田川武茂委員) その2区画は金額にしてどのくらいですか、予想は。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 区画整理担当課長。
- ○区画整理担当課長(大内田 博) 残っている分の価格ですか。

(田川委員「はい」と呼ぶ)

- 〇委員長(佐伯 修委員) 区画整理担当課長。
- **○区画整理担当課長(大内田 博)** 残っている 2 区画につきましては、合わせて約 4,100 万円ほどです。
- ○委員長(佐伯 修委員) 次に、20款5項1目、雑入です。ここでは総務費雑入に、当委員会の 所管分が含まれておりますので、執行部の補足説明をお願いします。 まちづくり企画課長。
- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** 先ほど歳出でございました屋根のない博物館空中散策業務委 託料の中の参加者の負担金を組んでおりました。3,000円×50人の15万円を雑入で組んでおり ました。その補正でございます。

以上です。

〇委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇委員長(佐伯 修委員)** 次に、土木費雑入について、執行部の補足説明をお願いします。 区画整理担当課長。
- ○区画整理担当課長(大内田 博) 土木費雑入につきましては、保留地を借地していただいておったんですけど、今回建物が取り壊されましたので、保留地の形を変えまして、保留地を処分いたしましたので、今回全額減額するものでございます。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

以上でございます。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(佐伯 修委員) 次に21款1項2目の農林水産業債と3目の土木債及び7ページの第4表、地方債補正は関連がありますので、ここで合わせて説明をお願いします。
 建設課長。
- **〇建設課長(西山源次)** 今、合わせてということでございますので、農村環境整備事業債、道路 橋梁事業債でございますが、本市におきましては財政難から単独事業を抑制しておりまして、 結果的に、地域再生事業債の採択基準に合致しないということから、今回減額補正するもので ございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 以上で歳入と第4表の地方債補正を終わります。

それでは6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費です。

2款2項、企画費のサイン整備事業について、執行部の補足説明をお願いします。 まちづくり企画課長。

- **○まちづくり企画課長(神原 稔)** このサイン整備事業につきましては、18年度に公共サインガイドラインというものを作成し、順次サイン整備する予定でございましたが、ガイドラインを現在作成中でございます。各方面のいろんな意見を聞いて調整に手間取っている関係で、工事そのものは19年度へ送りたいということで、繰越明許費として上げております、1,630万円でございます。よろしくお願いします。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 次に8款2項、道路橋梁費です。ここでは通古賀地区都市再生整備事業、高雄中央通線整備事業の2事業が当委員会の所管分です。

まず、通古賀地区都市再生整備事業について執行部の補足説明をお願いします。まちづくり技術開発課長。

- Oまちづくり技術開発課長(大江田 洋) 通古賀地区都市再生整備事業でございます。今現在、 通古賀土地区画整理事業が進ちょくしております。その中に、当市分の工事分がございまし て、区画整理と同時に施行している関係上、2億1,500万円を繰り越すものでございます。 以上でございます。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 次に、高雄中央通線整備事業について、執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長(大江田 洋) 高雄中央通線整備事業につきましても、今現在工事が 進ちょくしております。当初予定しておりました用地買収等が地権者の関係でかなり遅れまし て、 一部を19年度に繰り越すということになっております。

以上です。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。 清水委員。

- ○委員(清水章-委員) 一点お聞きしたいんですが、太宰府高校から高雄中央通線を交差点にぶつかった交差点、パチンコ屋の左、あそこをずうっと拡幅していて途中で止まっていますね。あそこはもうしないわけですか。パチンコ屋の手前に家が一軒あるよね、パチンコ屋のところ、出口のところ、左側、大宰府高校から来た左側の方ね。司建設の前のところ。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり技術開発課長。
- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋)** そちらについては完了していますので9.5mの道路になっていると思います。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 清水委員。
- **〇委員(清水章一委員)** 道がこう来て、課長がおっしゃるように、こちらですね。こちらが広くなっているということ。そのままでいくということですね。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり技術開発課長。
- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋)** 農業用水路がございまして、宅地の前については道路 内、それから、農地のところは道路から飛び出して、農地の方に水路が出ておりますので、現 地に行きますと水路が田んぼの中に出てきたり道路の中に入ったりということで、かくっと見 えているんだと思います。

以上です。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。
- ○委員(田川武茂委員) そのパチンコ屋と司建設のところは信号機の付近で、あそこは雨が降る と道路が浸水をします。ちょうど私も通りかかったのですが。そういうふうな工事を何か、そ れは、事前にわかっているんですか、あなた達は。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** まちづくり技術開発課長。
- ○まちづくり技術開発課長(大江田 洋) あの地区については、かなり雨が降る度に浸水いたしております。あの雨水路が新国道3号線を抜けまして高尾川に放流されております。その断面が、やはり当時、新国道3号線ができるときの計算でいきまして、断面が不足しているということで、そこについては直接高尾川の方に抜くような計画をしておりました。田んぼの中を抜いて東側に行って高尾川に抜くという計画を、これは下水道の雨水幹線の方でやっておったんですけども、現在高尾川そのものがかなりあふれております。その水を一気に高尾川に流しますと、今問題になっております筑紫野市との境の部分で溢れているのに、なおかつ余計に溢れるという状況があります。それで高尾川の改修をしなければ、そこに放流できないと、でなければ、新国道3号線を掘って大きなものを入れなければいけないと、それは工事的に不可能でございますので、その辺のことは今後十分考えて浸水しないような方法を検討していきたいと思います。

以上です。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 中林委員。
- **〇委員(中林宗樹委員)** この3,500万円の繰越明許費ですが、これは工事費だけですかね。それ とも用地買収費も入っているんですか。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり技術開発課長。
- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋**) これは補助金でやっておりますので、補助金と市の継 ぎ足し分で用地費と工事費の両方が入っております。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 次に8款4項、都市計画費の佐野土地区画整理事業について執行部の 補足説明をお願いします。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長(大内田 博) 佐野土地区画整理事業の5,891万3,000円の繰越明許費につきましては、工事が遅延しましたので出来高測量等が確定できませんでしたので、今回委託料を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 次に、第3表、債務負担行為補正です。

公用車賃借料について執行部の補足説明をお願いします。

まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長(大江田 洋) 補助金の中で公用車の賃借料を認められておりますので、通古賀地区都市再生整備事業の中で公用車をリースしております。それを平成19年度から平成20年度に計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 大田委員。
- **〇委員(大田勝義委員)** 何台ですか。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり技術開発課長。
- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋)** 2台だったと思いますが、確認いたします。
- ○委員長(佐伯 修委員) 後で確認ということで、報告をお願いします。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 田川委員。
- ○委員(田川武茂委員) 車種はどういうものですか、大型とか、軽自動車とか、どういうふうな車ですか、車種は。
- ○委員長(佐伯 修委員) まちづくり技術開発課長。
- **○まちづくり技術開発課長(大江田 洋)** 軽乗用車でございます。

- **〇委員長(佐伯 修委員)** それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○委員長(佐伯 修委員) 以上で全て説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号、平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)についての当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第23号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定 しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時49分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第4 議案第27号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について

○委員長(佐伯 修委員) 日程第4、議案第27号、平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算 (第2号)についてを議題とします。これから執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減 額や増額補正など、特に説明が必要と思われる項目以外は簡潔にご説明願います。それでは執 行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

〇上下水道課長(宮原勝美) 青色の表紙の補正予算書でございます。今回の補正予算につきましては、決算見込み額の精査によります予算調整が主なものでございます。

事項別明細書4ページを開きください。項目ごとに主なものを説明いたしますが、上下水道課、施設課にまたがっておりますので、それぞれ交互に説明させていただくことをお許しください。また、給水収益の水道使用料の488万円9千円の減につきましては、4月分から1月分までの実績が出まして、その段階で、あと2月分3月分を見込む中で、決算見込みとして488万9,000円不足するというところで減額調整させていただくものでございます。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 施設課長。
- ○施設課長(轟 満) 続きまして、その他の営業収益、1節の手数料でございます。当初、給水工事の検査手数料としまして約350軒見込んでおりましたが、決算見込みとしまして50軒ほど増える見込みでありますので20万円増額補正させていただくものです。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(宮原勝美)** 受託料の下水道使用料徴収事務受託料74万9,000円の減額につきましては、17年度の決算が確定しましたので、これに伴います執行残でございます。それから、

営業外収益の預金利息173万8,000円の増につきましては定期預金で運用しておりますけど、定期預金利率の上昇による利息の増でございます。

それから団体加入負担金829万5,000円につきましては、当初423件予定しておりましたけど、1月末現在で461軒あっておりまして、確実に829万5,000円以上増える見込みが出ましたので、増額補正させていただくものでございます。

その他の雑収益の広告掲載料78万円につきましては、17年度に初めて水道検診のお知らせの 裏面に広告を載せて78万円の収入があっておりました。18年度も同様の予算を計上いたしてお りましたけど、18年度は17年度に広告掲載していただきました業者の方から更新の申し出がご ざいませんでしたので、現在広告主を探しているところでございます。18年度当初予算の78万 円を減額するものでございます。

〇委員長(佐伯 修委員) 施設課長

- ○施設課長(轟 満) 続きまして5ページをお願いいたします。支出の松川浄水場原水及び浄水費、委託料でございます。まず電気計装保守点検委託料、これは入札減による執行残でございます。松川配水池施設清掃委託料、これは入札減によるものでございます。ダイオキシン検査委託料、これは同じく入札減によるものでございます。続きまして、手数料、原水水質検査手数料でございますが、これは決算見込みによる執行残です。動力費、これも同じく決算見込みによる執行残です。薬品費、説明で書いておりますが、凝集剤ほか今後の決算見込みによる執行残でございます。続きまして大佐野浄水場原水及び浄水費、委託料、まず電気計装保守点検委託料、これは入札減による執行残でございます。産業廃棄物処理委託料、これも執行見込みによる執行残でございます。が、ます。浄水場浄水業務委託料、これは見積もり累計による執行残でございます。ダイオキシン検査委託料、これは入札減によるものでございます。続きまして手数料、原水水質検査手数料、これは今後の執行見込みによる執行残でございます。薬品費、凝集剤と次亜塩素でございますが、これも決算見込みによる執行残でございます。次の6ページでございます。3目、配水及び給水費の委託料、高所配水施設清掃委託料、これは入札減によるものでございます。修理当番業務委託料。これは、見積もりによる・・・・・。
- ○委員長(佐伯 修委員) もっと簡潔にお願いいたします。
- ○施設課長(轟 満) 委託料につきましては入札減及び執行見込みによる執行残でございます。
 手数料、動力費、これは決算見込みによる執行残でございます。
- **〇上下水道課長(宮原勝美)** 修繕費の量水器修理減につきましては入札契約落差による減でございます。業務費の減額、それから支払利息の減額につきましては決算見込み、精査による減額調整でございます。

それから7ページでございます。企業債100万円の減額につきましては、これは菅谷団地内 の配水管の新設工事を対象とした企業債でございますが、消火栓の新設分について企業債の対 象外となったために減額するものでございます。 **〇施設課長(轟 満)** 続きまして工事負担金ですが、当初、下水道関係1件だけの負担金を見て おりましたが、そのほか建設部関係で2件、下水道関係で3件、負担金が増えたために増額す るものでございます。

次は8ページです。支出の建設改良費、1目を飛ばしまして、浄水施設費ですね、工事請負費の松川浄水場フラッシュミキサー改良工事、これは入札減でございます。3目の配水施設費、まず委託料、実施設計業務委託料、これは入札減等による執行残です。水道施設耐震調査委託料、この分につきましては東ヶ丘の配水地と松川配水池を予定しておりましたが、その内松川配水池の耐震調査につきましては県道拡幅の予定が入って参りましたので、今後行うということで延期しております。東ケ丘の配水池分だけということで執行残で上げております。次に工事請負費、配水管新設工事は入札減等による執行残でございます。配水管布設替工事、これも同じ入札減等による執行残です。

- **〇上下水道課長(宮原勝美)** 最後に企業債の償還金でございますが、2億1,758万4千円予定して おりましたけども、繰り上げ償還分が確定しましたことにより減額するものでございます。 以上でございます。
- ○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号、平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)についてを原案のとおり 可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時58分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第5 議案第28号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について

**〇委員長(佐伯 修委員)** 日程第5、議案第28号、平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算 (第3号) についてを議題とします。

それでは、執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

- **〇上下水道課長(宮原勝美)** 4ページの事項別明細書をお開きください。受取利息および配当金の預金利息につきましては定期預金利率の上昇による増でございます。それから2節の有価証券利息、それと特別利益の固定資産売却益につきましては、2年利付国債の2年物を中途購入いたしました。6月21日に中途購入し、3月、今月の20日で満期を迎えます。この分についての利息および売却益を計上させていただいております。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 施設課長。
- ○施設課長(轟 満) 続きまして5ページの営業費用の管渠費、委託料につきましては入札減等 による執行残でございます。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(宮原勝美)** 営業外費用の支払利息の708万1,000円の減につきましては、借入額及び借入利率の低下等に伴います減額でございます。消費税の増額につきましては、建設改良事業費の減に伴う仮払い消費税の減による、消費税の納付税額の追加でございます。

6ページ、建設企業債の5,860万円公共下水道事業債の減額につきましては、事業費の減等に伴います企業債の校正でございます、減額でございます。それから受益者負担金につきましては、当初、少し過大見積もりしておりましたものを、及び当初予算の見積もり段階で、見積もり後に17年度残金一括払いがあったことに伴いまして、受益者負担金については351万4,000円減額するものでございます。それからその他、下水道加入金の増につきましては、当初は名目計上200㎡分を上げておりましたけど、今回6件下水道加入金が予定されておりまして、一番大きなものは向佐野の看護学校跡地、これは一般会計の方の福祉の方で予算措置されております、この分について259万3,000円下水道加入金として入る予定でございます。

- 〇委員長(佐伯 修委員) 施設課長。
- O 施設課長(轟 満) 7ページの支出でございます。まず建設改良費の公共下水道整備費、こ こも委託料、工事請負費、負担金、補償費について一括してご説明いたします。まず増えてお りますのは補償費の中の水道管布設替補償金、当初、1カ所の布設替えのみを考えておりまし たが、陣ノ尾ほか雨水路関係で、その他3ヶ所の布設替えが発生しましたので、その分を増額 するものでございます。その他につきましては入札減等による執行残でございます。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(宮原勝美) 最後に企業債償還金1,129万3,000円、これは資本費平準化債の償還金の減でございますが、当初、前期後期2回分の償還額を予定しておりました。18年度11月10日に借り入れましたので、前期分の償還額が不用になりましたので減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長(佐伯 修委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐伯 修委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号、平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(佐伯 修委員) 全員挙手です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後0時02分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業における清算金の徴収金総額と交付金総 額及び事業に伴う固定資産税、都市計画税の伸びについて

○委員長(佐伯 修委員) 日程第6、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業における清算金の徴収金総額と交付金総額及び事業に伴う固定資産税、都市計画税の伸びについてを議題とします。

本議題につきましては、平成18年12月定例会で議案第118号についての委員長報告の際に質疑があり、今後調査すると回答していたものです。質疑の内容は直接議案との関連はなかったんですが、1点目が佐野土地区画整理事業における清算金の徴収金総額と交付金総額で、2点目が区画整理事業の完了によって、固定資産税と都市計画税が事業開始前と比較してどのくらい増えるのかという内容でした。

それでは、執行部からの報告を求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長(大内田 博) ではまず、清算金についてご報告させていただきます。清算金について若干説明させていただきます。換地を定める場合には、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照合するように定めなければならないようになっております。しかし、換地設計等により、やむを得ない不均衡が生ずるときについては、清算金で清算するということになっておりまして、清算金が発生する要因といたしましては、施工工事、道路工事、宅地工事するときに、どうしてもプラスマイナスゼロではなく、どうしても面積的に誤差が出てまいります。それによる清算金が発生してまいります。それと佐野地区につきましては観世音寺土地区画整理事業と同じように、397㎡以下165㎡までは減歩を緩和しますという措置をとっております。165㎡以下につきましては土地での減歩は取らずに清算金で対応するという方法をとっております。それともう一つは、自分の土地を、もう要りませんと、換地不交付でよろしいですよ、あとでお金で清算をお願いしますという、この3点が清算

金の発生要因となっております。佐野につきましては、清算金の額が徴収する金額、総額約9,200万円、交付する金額、総額が約9,200万円、差し引きプラスマイナスゼロになります。

2番目の固定資産税及び都市計画税の区画整理する前と、この増額についてでございますけど、これにつきましては税務課の積算による資料を利用しております。区画整理区域内だけの税の積算ができませんでしたので、大字大佐野、大字向佐野で集計をしております。整理前を昭和62年度、完成を平成18年度で比較しております。まず1点目の固定資産税、土地及び家屋につきまして約2億5,000万円の増になっております。2番目の都市計画税、土地及び家屋で約4,200万円の増になっております。合計しますと約2億9,200万円の増となっております。以上でご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

〇委員長(佐伯 修委員) 報告は終わりました。ただ今の報告に対して、どなたか質問はありませんか。

中林委員。

- **〇委員(中林宗樹委員)** 今の説明じゃないんですけど、これは、工事総額はいくらぐらいになっていますかね。わかりますか。
- 〇委員長(佐伯 修委員) 区画整理担当課長。
- ○区画整理担当課長(大内田 博) 総事業費は今のところ約214億円でございます。
- **〇委員長(佐伯 修委員)** 他に質疑がないようですので、本議題についての調査をこれで終わります。

○委員長(佐伯 修委員) 以上で本日の議題はすべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告について、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(佐伯 修委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午後0時08分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 19 年 4 月 3 日

建設経済常任委員会 委員長 佐 伯 修